



2023年 5 月 26 日

各 位

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
代表取締役社長 川井 潤
(コード番号：3387 東証プライム)
問い合わせ先 取締役 CFO 大内 源太
電話 03-5488-8022

譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じ。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の代表取締役社長に対して、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2023年 6 月 23 日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 67,000株
(3) 処分価額	1株につき 1,007 円
(4) 処分価額の総額	67,469,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 3名 15,000株 ※ 当社の執行役員 2名 6,000株 当社の従業員 14名 28,000株 当社子会社の代表取締役社長 6名 18,000株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022 年 4 月 14 日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に對する新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2022 年 5 月 27 日開催の第 25 期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に對して譲渡制限付株式を付与することとし、その譲渡制限期間は、2 年間から 5 年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に對して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間 100,000 株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額 50 百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の代表取締役社長に対しても譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の代表取締役社長合計 25 名（以下、あわせて「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案して、当社又は当社子会社から金銭債権合計 67,469,000 円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として当社の普通株式 67,000 株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象者は、2023年6月23日（払込期日）から2026年6月10日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間中に任期満了、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を 36 で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象者が当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編等承認日

を含む月までの月数を36で除した数に、当該時点において保有する本割当株式を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2023年5月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,007円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上